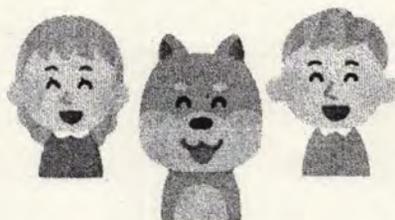


飼い犬の適正飼養についてのお願い

回覧

あなたの愛犬が、まわりの人から愛されるよう、
マナーを守って適正に飼いましょう。



きちんと犬のしつけをしましょう！

犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけていませんか。
犬は鳴くのが仕事ではありません。不必要に鳴かないようしつけをしましょう。
「おすわり、伏せ、待て」などのしつけをしてありますか。
災害時など、いざという時に周囲に迷惑をかけないためにも、
基本的なしつけをしておくことが大切です。



トイレは自宅で済ませましょう！

外で、トイレをしてしまった時には、
飼い主が責任をもって、フンは持ち帰り、尿には水をかけましょう。
茅ヶ崎市では、犬のフンの放置は、『きれいなちがさき条例』違反により、
2万円以下の罰金が科せられます。
散歩の時は、「ビニール袋・ティッシュ・水」を用意しましょう。
ペットボトルに水を入れて持ち歩くと便利です。
一般宅の前での尿は、多くの方が臭い等で迷惑していますので避けましょう。



犬の登録をし、毎年狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法で、犬の所有者は、
犬を取得した日（生後90日を経過した日）から30日以内に、
市町村に犬の登録をすることが義務付けられています。
また、犬の所有者は、
毎年1回、犬に狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。



ペットには迷子札を着けましょう！

迷子のペットが増えていきます。
迷子になったペットが保護されても、飼い主が分からなければ帰ることができません。
鑑札と注射済票を首輪などに付けておくことが、法律で義務付けられています。
必ず、つけましょう。
また、飼い主さんの名前、連絡先などを記載した迷子札をつけるとよいでしょう。
マイクロチップの装着、飼い主登録も有効な手段です。



犬にはしっかりリードをつけましょう！

散歩のときは必ずリードや鎖をつけ、犬を制御できる人が連れて行きましょう。
犬をつなぐときは通行人に接しないよう気をつけましょう。



【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市保健所 衛生課 環境衛生担当

電話 0467-38-3317 (直通)